



宮 監 第 30 号
令 和 5 年 2 月 17 日

宮津市長 城 崎 雅 文 様

宮津市監査委員 中 村 明 昌

宮津市監査委員 松 本 隆

令和 4 年度定期監査結果報告について

地方自治法第 199 条第 4 項の規定による定期監査を実施したので、同条第 9 項の規定により、別紙のとおり監査結果に関する報告書を提出します。

令和4年度定期監査結果報告書

1 監査の種類

定期監査

2 監査の期間

令和4年9月5日から令和5年2月17日まで

3 監査の方法等

令和3年度に執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理並びに市の事務について、全部・局を対象に関係書類の提出を求め、書面による審査を行うとともに、必要に応じて関係職員から事情聴取を行った。

また、前年度の指摘事項が改善されているかについて重点的に監査を実施した。

4 監査における重点事項

- (1) 予算の執行は適正に行われているか。
- (2) 契約事務は適正に行われているか。
- (3) 補助金等交付事務は適正に行われているか。
- (4) 滞納整理事務は適正に行われているか。

5 監査の結果

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに市の事務執行については、関係法令等に準拠し、おおむね適正に行われていると認められた。

しかしながら、一部に財務規則、文書管理規程等に基づかない事務処理や単純な記載ミスが見受けられた。これらは決裁ラインによるチェック機能が十分に機能していないことに起因するものと考えられることから、内部統制の強化に努めるとともに、マニュアルの徹底や研修の充実などにより関係法令に係る理解の向上を図るなど、市民に信頼される適正な財務事務の執行に努められることを期待する。

また、これまで行財政改革に取り組み、機構改革や財政健全化に努められてきたところである。しかしながら、今後の財政状況は、人口減少や少子高齢化、公

共施設の老朽化に伴う改修や更新、また、直近では、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策など様々な課題に直面する中で、依然として厳しい状況が続くものと予測されている。将来にわたって持続可能な行財政基盤を構築するため、人件費、物件費、繰出金、公債費などが高止まりしている現状を踏まえ、現在の取組に加えて、「中長期的な視点による体質改善」を念頭に徹底した財政健全化を推進されたい。

このような財政状況を職員一人ひとりが認識し、危機感を持って行政事務を適切かつ計画的、効率的に執行され、安定した住民サービスの提供が達成されるよう法令遵守や内部統制を強化し、事務改善や効率化に一層の創意工夫を加え、更なる努力と研鑽を積まれるよう要望する。

■令和4年度定期監査結果の概要

全般的事項

1 業務執行体制について

機構及び部局別職員数の状況は、次のとおりとなっている。

◇部局別職員数の状況

部 局 等		定 数	職 員 数 令和3年4月1日	職 員 数 令和2年4月1日
市 長 部 局	総 務 部	180 人	19 人	20 人
	企画財政部		25 人	23 人
	市民環境部		27 人	27 人
	健康福祉部		46 人	46 人
	産業経済部		22 人	23 人
	建 設 部		19 人	20 人
	会 計 課		3 人	4 人
小 計		180 人	161 人	163 人
議 会		5 人	4 人	4 人
選挙管理委員会		1 人	-	-
監 査 委 員		2 人	1 人	1 人
教 育 委 員 会		48 人	33 人	35 人
農 業 委 員 会		3 人	2 人	2 人
公 平 委 員 会		1 人	-	-
公 営 企 業		20 人	12 人	13 人
合 計		260 人	213 人	218 人

職員定数は、市長部局、行政委員会、公営企業のいずれも前年度と変わらない。

職員数は、前年度の218人から213人に5人の減員、平成17年の300人と比較すると87人の減員となっている。

2 予算の執行について

予算の執行、収入、支出事務については、全般的にはおおむね適正に行われていると認められた。

なお、令和3年度決算に基づく健全化判断比率は基準内にあるが、特に将来負担比率は前年度に引き続き低下（改善）したものの（R元：243.0%⇒R2：210.0%⇒R3：178.2%）、令和2年度府内市町村の平均値（59.3%）と比較しても依然として突出した比率であるため、より一層の財政健全化を推進されたい。

3 事務・事業の概況について

監査対象とした事務事業のうち、令和3年度に執行された業務委託、工事・修繕、補助金・交付金、貸付金及び土地・建物の貸付の状況は、次のとおりである。

部局別事務事業の状況

部 局 等		事務事業の件数					合 計
		業務委託	工事・修繕	補助金・ 交付金	貸付金	土地・建物の 貸付	
市長 部局	総務部	50	1	15			66
	企画財政部	41	6	40		5	92
	市民環境部	36	11	7		1	55
	健康福祉部	80	2	16		20	118
	産業経済部	29	12	24			65
	建設部	136	90	1		3	230
	会計課						
小 計		372	122	103		29	626
議 会		2		1			3
選挙管理委員会							
監 査 委 員							
教育委員会		48	5	23		39	115
農業委員会		2					2
公平委員会							
合 計		424	127	127		68	746

※ 市民環境部における環境美化事業補助金については、一括してそれぞれ1件とした。

4 契約事務について

(1) 契約状況

①業務委託について

○監査対象とした業務委託 424 件の契約方法は、条件付一般入札 1 件 (0.2%) 指名競争入札 23 件(5.4%)、随意契約 400 件(94.4%) となっており、その大部分が随意契約で執行されている。

業務委託の契約方法

区 分	業 務 委 託	
	件数 (件)	構成比 (%)
条件付一般競争入札	1	0.2
指名競争入札	23	5.4
随 意 契 約	400	94.4
計	424	100.0

- 契約金額別の件数は、次のとおりである。

業務委託の契約金額別件数

契約金額の区分	業務委託	
	件数(件)	構成比(%)
10万円以下	77	18.1
10万円超 50万円以下	153	36.1
50万円超 100万円以下	48	11.3
100万円超 500万円以下	103	24.3
500万円超 1,000万円以下	27	6.4
1,000万円超	16	3.8
計	424	100.0

(長期継続契約及び単価契約は、本年度年間委託料の額で区分した。)

- 条件付一般競争入札による1件、指名競争入札による23件の入札者数は次のとおりであった。
- 随意契約によるもの400件の地方自治法施行令第167条の2第1項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分毎の見積者数は、次のとおりであった。

業務委託の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契約区分	契約件数	入札・見積者数				
		省略	1者	2者	3者以上	
条件付一般競争入札	1		1			
指名競争入札	23			1	22	
随意契約	(167条の2第1項各号の要旨)					
	第1号 予定価格が範囲内	219	12	167	14	26
	第2号 その性質目的が競争入札に適さない	166	25	138		3
	第3号 福祉団体等との契約	6		6		
	第4号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第5号 緊急の必要により	5		3		2
	第6号 競争入札に付することが不利	1		1		
	第7号 時価に比して著しく有利な価格					
	第8号 競争入札に付し入札者がいない	3		3		
	第9号 落札者が契約しないとき					
小計	400	37	318	14	31	
計	424	37	319	15	53	

② 工事・修繕について

- 工事等に係るもの 127 件の契約方法は、指名競争入札を行ったもの 54 件 (42.5%)、随意契約によるもの 73 件 (57.5%) となっている。なお、一般競争入札の実施はなかった。

工事・修繕の契約方法

区 分	工 事 等	
	件数(件)	構成比(%)
条件付一般競争入札	—	—
指 名 競 争 入 札	54	42.5
随 意 契 約	73	57.5
計	127	100.0

- 契約金額別の件数は、次のとおりである。

工事・修繕の契約金額別件数

契 約 金 額 の 区 分	工 事 ・ 修 繕	
	件数(件)	構成比(%)
50 万円以下	40	31.5
50 万円超 130 万円以下	25	19.7
130 万円超 300 万円以下	14	11.0
300 万円超 1,000 万円以下	17	13.4
1,000 万円超 5,000 万円以下	25	19.7
5,000 万円超 1 億 5,000 万円以下	5	3.9
1 億 5,000 万円超	1	0.8
計	127	100.0

- 指名競争入札による 54 件の入札者数は、次のとおりであった。
- 随意契約による 73 件について地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に基づき随意契約できる根拠規定の区分ごとの見積者数は、次のとおりであった。

工事・修繕の指名競争入札及び随意契約の根拠と入札・見積者数別の件数

契 約 区 分		契 約 件 数	入 札 ・ 見 積 者 数			
			省 略	1 者	2 者	3 者 以 上
条件付一般競争入札						
指 名 競 争 入 札		54				54
随 意 契 約	(167 条の 2 第 1 項各号の要旨)					
	第 1 号 予定価格が範囲内	54		31	1	22
	第 2 号 その性質目的が競争入札に適さない	17		13	2	2
	第 3 号 福祉団体等との契約					
	第 4 号 新商品の開拓を図る者との契約					
	第 5 号 緊急の必要により	2		2		
	第 6 号 競争入札に付することが不利					
	第 7 号 時価に比して著しく有利な価格					
	第 8 号 競争入札に付し入札者がいない					
第 9 号 落札者が契約しないとき						
小 計		73		46	3	24
計		127		46	3	78

(2) 文書、契約事務について

① 文書事務について

文書事務については、課長会議（令和3年度までは庶務担当係長会議）が開催され、その都度原議書等の様式やその記載例が示されるなど適正な処理について徹底が図られてきたところであり、昨年度の定期監査において指摘した事項については大部分が改善されているなど、適正な事務の執行に努めようとする姿勢が伺えた。

しかしながら、改善が図られたとはいえ、契約関係書類等において、必要事項の記載漏れ、数字・文言等の記載誤り、使用文言の不整合、原議書等決裁文書への根拠法令の記載漏れ、記載誤り、適用条項の誤り等のミスのほか、決裁印を含む押印漏れ、申請書類等への受付印漏れ等、課長会議等により指示された適正な事務処理がなされていない例も少なからず見受けられた。

また、ファイリングの指示が所管課である総務課から発出されていないこともあってかファイル移管作業がここ数年なされていないことは遺憾である。

文書事務に当たっては、情報公開も視野に入れ、課長会議等における指示事項の再徹底を図るとともに、内部統制の更なる強化を図り、適正な事務の執行に向け職員一人ひとりの意識の更なる向上を望むものである。

② DXの推進について

令和4年12月に「宮津市DX推進計画～つなごうデジタル宮津～」が策定され、本市のまちづくりにおける各施策や行政運営を、DXを活用する中で推進・深化し、あるいは行政改革を進めようとするものとして、本市のまちづくりの基本である第7次宮津市総合計画及び第2期宮津市行財政運営指針の下位計画として位置づけられた。

同計画に掲げるDX推進の基本方針に則り、デジタルを活用して直接的、間接的に市民サービスを向上するとともに、各政策をより利便性と市民満足度の高い施策展開につなげられたい。そのために、DXの推進に関する重点施策として掲げる「1. DXを活用した市役所窓口サービス等の高度化・向上」、「2. DXを活用した新たな価値創造のための市役所内部業務の効率化・高度化」、「3. DXを活用した地域課題の解決・各政策の新たな展開」の早期の実現を図られたい。

③ 公共施設マネジメントについて

本市においては、『第7次宮津市総合計画（令和3年5月策定）』において、目指す将来像を『共に創る みんな活躍する 豊かなまち “みやづ”』と掲げ

ており、その実現に向けて、「若者が住みたいまちづくりプロジェクト」、「宮津の宝を育むチャレンジプロジェクト」の2つの重点プロジェクトを強力に推し進めるとともに、5つのテーマ別戦略を着実に実行していかなければならない。

そうした新しい行政需要に対応していくためには、「安定した行財政基盤の構築」が必要不可欠であるが、本市の公共建築物は、過去の特定の時期に集中してその多くが整備されたことから、今後、老朽化が顕著となり、一斉に大規模改修や建替えなど、更新費用等が不足することが見込まれる。

そのため、今後の公共施設等の更新に当たっては、子どもや若者へ過大な修繕・更新費の将来負担を残すことなく、必要な行政サービスを継続し、持続可能な地域、まちづくりを進めることを念頭に、人口・財政規模に見合ったスリム化、施設総量の削減を進めるとともに、その維持・管理に当たっては、地域と行政が力を合わせ、大いに意見・議論を交わし、役割分担しながら連携・協力し取り組まれない。

とりわけ、学校（園）については、施設の老朽化と合わせ、児童生徒数が過去20年間で半数近くに減少し、今後も更なる減少が見込まれる。このため、特に児童生徒数が少ない学校（園）の運営には深刻な影響が出てくることが予想されることを踏まえ、「宮津市学校施設等の在り方検討委員会」の提言に基づき、望ましい教育環境を整えていくことを望むものである。

④ 契約状況について

業務委託に係る契約方法は、条件付一般競争入札が1件（0.2%）、指名競争入札が23件（5.4%）、随意契約が400件（94.4%）となっており、大部分が随意契約で執行されている。工事・修繕については、指名競争入札が54件（42.5%）、随意契約が73件（57.5%）となっている。

更に、随意契約のうち、業務委託の319件（75.2%）、工事・修繕の46件（36.2%）が一者随意契約で行われており、その随意契約中に占める割合は前年度の定期監査（業務委託71.4%、工事・修繕34.4%）と比べ増加（業務委託3.8%増、工事・修繕1.8%増）している。

随意契約については、競争入札を原則とする地方自治体の契約方法の例外であり、地方自治法施行令で認められた場合にのみ実施できる契約方法であるということを十分に留意されるとともに、特に財務規則第116条第5項の規定により一者随意契約する場合の理由が十分でないケースがいくつか見受けられたので、一者随意契約を採用する場合には「本当にその業者でしか受注できないのか」等、法令の要件に該当するか否かの判断を厳格に行うとともに、過去の経過

等にとらわれず公開性、公正性、競争性、経済性の確保について十分精査の上で運用されるよう強く要望するものである。

⑤ 入札について

昨年度指摘した、工事に係る電子入札での入札辞退届の入札結果報告書への反映については改善が見られたものの、予定価格を事前に公表していない案件においても予定価格を超えた入札を失格としているケースが見受けられた。失格は、事前公表した予定価格を超える価格で入札した場合や最低制限価格未満の価格で入札した場合等であることを改めて念頭において入札事務の執行に臨まれない。

また、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定である性質又は目的が競争入札に適しないことを理由に随意契約をしながら複数業者から見積りを徴取しているケースが複数見受けられた。契約目途額が財務規則に定める随意契約できる場合の金額要件を超えていることから第2号適用で随意契約しようとしたものと推察されるが、第2号は1者随契理由であり、財務規則第116条第1項各号の金額要件を超えているならば競争入札とすべきである。地方自治法施行令や財務規則に規定する契約方法等についての考え方をよく理解の上、契約事務に臨まれない。

⑥ 契約書について

昨年度指摘した、業務委託契約書の第5条第1項で業務完了報告書に添付する書類について、添付資料を同じく「業務完了報告書」と記載しているケースはほぼ見受けられなくなり改善が認められたが、予定価格調書や採用決定通知書等に記載の文言が不適切なケースや旧様式をそのまま使用しているケースがいくつか見受けられた。従前どおりの事務処理を行うのではなく、文言・様式等しっかりと精査の上、適切な事務執行に臨まれない。

また、財務規則の規定により金額要件で予定価格調書や契約書の作成、並びに、請書を提出させることを省略できる場合においても、当該文書の作成等されているケースが複数見受けられた。財務規則の規定をきちんと理解し、省略可能な事務処理はできるだけ省略し、簡素で無駄のない効率的な事務執行に努められたい。

契約事務については、課長会議等において全庁的な指導がなされているところであるが、適正かつ効率的な契約事務が遂行されるよう、引き続きチェック機能の強化を望むものである。

5 補助金・交付金について

127 件の補助金・交付金の審査を行った。交付事務については、おおむね適正に行われていると認められ、昨年度指摘した領収書等の未添付など実績報告における不備はほとんど見受けられず、全庁的に改善が図られた。

また、一昨年度に引き続き前年度も指摘した通年の運営支援補助金であるにもかかわらず、交付申請が年度当初に提出されていないケースについてはほとんど見受けられず、申請者から早期に交付申請書が提出されるよう適切な指導をされているものとして評価するものである。

今後においても、各種団体への補助金の交付に当たっては、公益上の補助の必要性や有効性などについて精査するとともに、補助金等の交付事務の透明性を確保され、引き続き適正な事務処理に努められたい。

6 滞納整理について

市税や使用料、手数料などの市が有する債権については、ほとんどの市民が誠実に納付している一方で、資力があるにもかかわらず納付に応じない悪質な滞納者もあり、多額の収入未済が発生している。

このような滞納が発生している現状は、本市の財政に大きな影響を与えているとともに、市民に行政への不信を招くことになりかねない。市民との信頼関係を築き、協働のまちづくりを推進していくためには、悪質な滞納者には厳正に対処し、市民負担の公平性を確保しなければならない。

また、厳しい社会情勢が続く中で、市民生活に必要な公共サービスを持続的に提供していくために、本市では令和元年度から約41億円の歳入不足を補うため、不断の行財政改革を実行し財政の健全化の取組を進めているが、人件費の抑制や行政内部経費の削減には限界があることから、より一層の財政健全化を実現するためには、市が自らの権限で徴収することができる自主財源の確保が非常に重要である。

そうした中、財政の健全化及び市民負担の公平性の確保に向け、市が保有する債権について、全庁一体となり徹底した徴収強化を図るため、令和3年度に副市長を本部長とし、関係部長級職員で構成する滞納対策本部が設置され、全庁的な徴収確保体制の構築を図るとともに、各債権所管課職員による滞納対策プロジェクトチームが編成され滞納対策の実務に当たられた。

令和4年度においては、滞納整理マニュアル（債権管理の手引き）の策定による全庁的な統一对応及び債権管理事務の共有、「使用料等の債権回収」研修会をは

じめとする各種研修会へのプロジェクトチーム員の積極派遣と研修参加者による報告会の実施、債権ごとの徴収目標の設定、強制徴収公債権の担当課間での情報共有、預金等の差押えの実施など、全庁体制で滞納対策の充実を積極的に図られた。これらの取組の成果は収納率の向上に着実につながるものと大きな期待を寄せているところである。

また、時間が経過し滞納が重なるほど徴収が困難となることから、債権発生時における早期の取組を強化するとともに、滞納繰越にならないよう現年度分の確実な回収に取り組まれることを強く望むものである。

今後も引き続き更なる充実した取組の展開を期待するとともに、携帯電話のショートメッセージによる催告等先進事例の導入、債権管理条例の早期制定などについても引き続き研究され、全庁的な債権管理体制の更なる強化を図られることを要望するものである。